

令和 7 年度『まちなか町家等活用助成制度』実施にかかる手引き

1 事業の目的

まちなかには長崎の伝統的な文化が感じられる町家等が多く残っています。

本事業では、こうした町家等を商業活用のために改修を行う事業に対し助成を行うことで、まちなかの魅力の向上と賑わいの再生を推進することを目的としています。

2 募集の要領

(1) 募集の期間

令和 7 年 4 月上旬～令和 7 年 6 月 30 日（月）

※募集期間の経過後も事業の内容によっては採択できる場合もありますので、ご相談ください。

(2) 助成の対象となる町家等

昭和 25 年以前に建設された伝統的工法による建築物及びこれに付随する柵及び屋外広告物など。

ただし、文化財保護法に基づく指定文化財等となっているものは除きます。

(3) 応募の条件

①申請者が助成の対象となる町家等（以下、対象町家）を所有、または使用する権利を有していること

②対象町家が別図の区域内にあること（ただし中島川・寺町地区まちなみ整備助成金、唐人屋敷まちなみ整備助成金の対象区域は除く）

③令和 8 年 2 月末までに確実に事業が完了する見込みであること

④ 事業の実施にあわせて、以下のいずれかの行為を行うこと

（ア）地域の魅力の発信、（イ）地域の賑わいの向上、（ウ）地域の資源を活かした商品開発、

（エ）その他市長が地域の魅力発信や賑わいの創出に効果があると認める行為

⑤要綱第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる行為の区分に応じ、要綱別表第 1 の基準を満たす行為を行うもの（具体的に書くこと）

3 助成の内容

(1) 助成の金額等

① 事業の各種経費にかかる助成率及び限度額は下表のとおり。

事業者は複数の業者から見積もりを徴収したうえで決定してください。

助成対象経費※	助成率	限度額	事業 1 件限度額
基本設計及び実施設計のうち外観にかかる経費	3分の1	100万円	400万円
町家等(門、塀、柵を除く)の工事費のうち外観に係る経費	2分の1	400万円	
建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	2分の1	50万円	
屋外広告物の設置等に係る経費	2分の1	50万円	
門、塀及び柵の工事に係る経費	3分の1	100万円	

※ 道路から容易に見ることができない部分の工事は助成の対象外。

助成金の交付は、原則として1敷地1回限り。

4 事業の流れ

募集開始：令和 7 年 4 月上旬



応募前の事前相談（公募締切の 7 日前まで）

- ・ 提案書の内容に問題がないか確認します。
- ・ 提案書に法的保護が必要な知的財産が含まれる場合は、あらかじめ申請者の責任で対応していただきます。
- ・ 本事業は、国・県及び市の他の助成制度と併用できません。



募集締切：令和 7 年 6 月 30 日（月）

- ・ 市へ提案書（※別紙の様式一覧①を参照）を提出いただきます。
- ・ 対象町家を借りている方は、所有者の承諾書が必要となります。



内容確認：提案書受付後～令和 7 年 7 月上旬

- ・ 市にて提出書類の確認を行い、必要に応じ追加説明や資料の提出を求めます。



選考：令和 7 年 7 月中旬

- ・ 審査を行い、採択事業を決定します。
- ・ 審査の結果、同点 1 位となった提案が複数の場合は抽選により決定します。また、採択事業がない場合もあります。



採択事業の決定・通知：令和 7 年 7 月中旬

- ・ 選考結果を採択、不採択に関わらず申請者に通知します。
- ・ 選考結果や採択された事業の内容については、市のホームページで公表します。



助成金の交付申請・決定：令和 7 年 7 月下旬

- ・ 事業が採択された申請者に助成金の交付申請を行っていただきます。（※別紙の様式一覧②を参照）
- ・ 事業に着手できるのは交付決定の通知後です。採択の決定通知後ではありませんのでご注意ください。
- ・ 交付決定前に支出された経費、事業完了後に支出された経費は助成の対象になりません。



事業実施：交付決定後～令和 8 年 2 月末まで

- ・ 提案書に沿って、事業を実施していただきます。

事業内容の変更申請・決定：事業の変更前

- ・ 実施途中で事業内容を変更する場合は事前に相談してください。
変更の内容によっては変更交付申請が必要となり、改めて交付決定を受けていただきます。（※別紙の様式一覧③を参照）
- ・ 無断で変更した場合は、交付決定を取り消す場合もありますのでご注意ください。



実績報告・助成額の確定：事業完了から 20 日以内または令和 8 年 3 月 13 日までの早い日

- ・ 市へ実績報告書（※別紙の様式一覧④を参照）を提出いただきます。

5 助成金の支払い手続き

- ・助成金は実績報告書の提出後に額を確定し、支払います。
ただし、市長が必要と認める額については概算払いとし、残額を実績報告後の精算払いとすることもできます。
- ・額の確定後また実績報告書提出時には、仕入れに係る消費税等相当額の報告を行うものとし、当助成金に対する仕入れ額控除を受けた場合には、市への助成金の返還が必要となります。

6 その他留意事項

(1) 審査の視点

審査は下記の視点により行いますので、提案書作成の参考にしてください。

視点	審査基準
集客性	エリアの賑わいに資する新たな魅力となるか
波及性	周辺エリアに賑わいを波及する効果的な取組を実施予定か
主体性	計画が適正かつ明確で、実現性があるか
	事業や賑わい創出の取組みの継続性が期待できるか
	事業や賑わい創出の取組みの発展性が期待できるか

- (2) 事業の実施主体は原則として申請者となりますが、協力者がいる場合は、まちなか事業推進室とご協議ください。
- (3) 助成金により取得し、または効用の増した財産は事業完了から10年間、形態の保全と適切な維持管理に努めていただく必要がありますが、やむを得ず処分する場合、市長の承認なしに行った場合は助成金の返還を求める場合がありますので、必ず事前にまちなか事業推進室にご相談ください。その他、「長崎市補助金等交付規則」等関係規程に従って事業を実施してください。
- (4) 申請者は助成金の収支が分かる関係書類を事業完了から5年間保管してください。
- (5) 対象町家の所有権を移転する際には新たな所有者に助成の条件を引き継いでください。
- (6) 工事完了後の外観写真等を制度の紹介などに使用させていただきます。
- (7) 事業効果の確認のため、事業完了後の利用人数や大まかな売上額などの情報提供にご協力ください。

応募書類の提出先及び問い合わせ先等

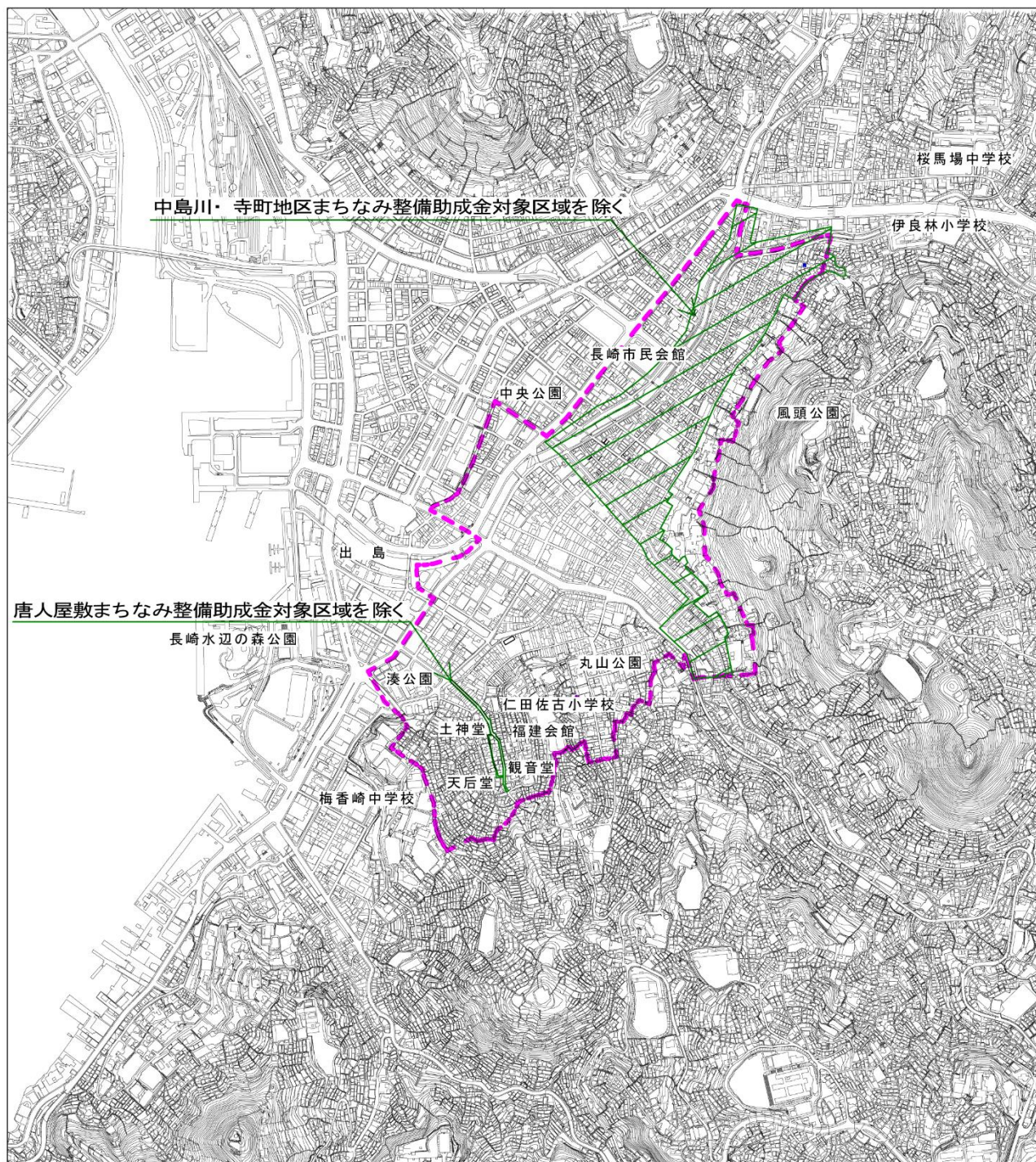
長崎市まちなか事業推進室

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（市役所18階）

電話（095）829-1178 FAX（095）829-1175

別図

助成対象区域



<凡 例>

 : 助成区域

●様式一覧

①助成金等応募の関係書類

☒	様式名
☐	長崎市まちなか町家等活用事業計画書（第1号様式）
☐	長崎市まちなか町家等活用事業収支予算書（第2号様式）
☐	現況写真（修繕する建物の全景及び施工部分の着工前写真）
☐	位置図（案内図）
☐	活用計画の完成イメージ図（平面図）※ラフスケッチでも可
☐	登記簿謄本
☐	町家等所有者の承諾書（町家等所有者と応募者が相違する場合）
☐	その他市長が必要と認めるもの

②助成金等交付申請の関係書類（工事着工前）

☒	様式名
☐	補助金等交付申請書
☐	長崎市まちなか町家等活用事業計画書（第1号様式）
☐	長崎市まちなか町家等活用事業収支予算書（第2号様式）
☐	現況写真（修繕する建物の全景及び施工部分の着工前写真）
☐	位置図（案内図）
☐	3社以上の見積書（工事内容の内訳）又は、その業者を選定するに至った理由書 ※項目ごとに限度額がありますので、ご注意下さい
☐	仕様書（工事内容を記載）
☐	平面図（工事内容、施工範囲の記載）
☐	立面図（工事内容、施工範囲の記載） ※図面については、改修内容がわかるように、仕上げ材、寸法等の書き込み ※積書の数量の根拠がわかるように、図面に書き込むか、別途数量表を添付 ※イメージがわかるように着色をお願いします
☐	屋根伏図（屋根工事を伴う場合）
☐	足場仮設図（他の図への明記でも可） 寸法記入の事
☐	仕上げ材等のカタログ
☐	申請者（個人、法人により取り扱いが異なるので注意）の税金の滞納がないことの証明書
☐	まちなか町家等活用助成金チェックシート
☐	町家等所有者の承諾書（町家等所有者と応募者が相違する場合）※応募の際のコピーで可
☐	その他申請書の内容確認のために必要な書類

③変更交付申請の関係書類（事業内容の変更前）

☒	様式名
☐	補助事業等変更中止(廃止)承認申請書
☐	長崎市まちなか町家等活用事業計画書（第1号様式）
☐	長崎市まちなか町家等活用事業収支予算書（第2号様式）
☐	現況写真（修繕する建物の全景及び施工部分の着工前写真）
☐	位置図（案内図）
☐	3社以上の見積書（工事内容の内訳）又は、その業者を選定するに至った理由書 ※施工中の場合は、現在施工を行っている業者のみの見積のみで可
☐	仕様書（変更内容を記載）
☐	平面図（変更内容、施工範囲の記載）※変更前、変更後がわかるように記載を行うこと。
☐	立面図（変更内容、施工範囲の記載） ※変更前、変更後がわかるように記載を行うこと。
☐	屋根伏図（屋根工事を伴う場合）
☐	足場仮設図（他の図への明記でも可） 寸法記入の事
☐	仕上げ材等のカタログ※変更した材料のみで可
☐	まちなか町家等活用助成金チェックシート
☐	その他申請書の内容確認のために必要な書類

※軽微な変更であれば、変更申請が必要ない場合がありますので、事前にご協議下さい。

④助成事業等実績報告の関係書類（工事完了時）

☒	様式名
☐	補助事業等実績報告書
☐	工事請負契約書（写し）
☐	収支決算書
☐	見積書（写し）
☐	付近見取図（案内図）
☐	平面図（工事内容、施工範囲の記載）
☐	立面図（工事内容、施工範囲の記載）
☐	工事写真（着工前、施工中、完了のカラー写真） ※施工中の写真については、特に完成後見えなくなる部分について忘れないように撮っておいて下さい
☐	その他申請書の内容確認のために必要な書類